

一般廃棄物処理業者に対する事業停止命令について

横浜市は、一般廃棄物処理業者に対して、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「法」という。）に基づき、次のとおり事業停止命令を令和8年9月28日に発出しましたので、お知らせします。

1 処分の対象者

名 称 株式会社イーブライト

所在地 神奈川県横浜市都筑区仲町台1-2-20 フロンティアビル601号

2 停止対象許可

一般廃棄物収集運搬業許可（許可番号：第1159号）

3 処分内容

事業の全部停止（令和8年10月14日から10月23日までの10日間）

4 根拠法令

法第7条の3第1号

5 処分理由

事業系一般廃棄物の収集を行うにあたり、横浜市一般廃棄物処理実施計画に規定された分別の区分に従わず、産業廃棄物を混載し運搬を行い、その結果、本市焼却工場に産業廃棄物を搬入又は搬入しようとした。このことは、法第7条第13項及び同法施行令第3条第1号ルに違反するため。

〈法令については裏面参照〉

お問合せ先
事業系廃棄物対策課担当課長 近藤 Tel 045-671-2526

<参考>

◆廃棄物の処理及び清掃に関する法律 関連条文（抜粋）

（一般廃棄物処理業）

第七条 （省略）

- 1 3 一般廃棄物収集運搬業者（中略）は、一般廃棄物処理基準（中略）に従い、一般廃棄物の収集若しくは運搬（中略）を行わなければならない。

（事業の停止）

第七条の三 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

- 一 この法律若しくはこの法律に基づく処分に違反する行為（以下「違反行為」という。）をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。

◆廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令関連条文（抜粋）

（一般廃棄物の収集、運搬、処分等の基準）

第三条 （省略）

- 一 一般廃棄物の収集又は運搬に当たっては、次によること。

ル 法第六条第一項に規定する一般廃棄物処理計画（中略）に基づき分別して収集するものとされる一般廃棄物の収集又は運搬を行う場合には、その一般廃棄物の分別の区分に従って収集し、又は運搬すること。